

## 船舶事故調査報告書

平成30年7月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年8月7日 03時00分ごろ
発生場所	境港第1区 境港指向灯から真方位086° 240m付近 (概位 北緯35° 32.9′ 東経133° 14.5′)
事故の概要	漁船長福丸は、着岸作業中、着岸中の漁船第五十八大勝丸に衝突した。
事故調査の経過	平成30年2月8日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 長福丸、95トン 140128、個人所有 B 漁船 第五十八大勝丸、91トン 127366、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海）（履歴限定） B 船長B、五級（航海）（旧就業範囲）
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に凹損 B 船尾部外板に凹損、マストに曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期、潮流 西流約0.5ノット (kn) 島根県全域には、8月6日16時08分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	A船は、船長Aほか8人が乗り組み、島根県浜田港北方沖で海底清掃を行っていたところ、風が強くなってきたので境港に帰港することとし、船長Aが1人で操船に当たり、境港第1区の西方に延びる境漁港休憩岸壁（以下「本件岸壁」という。）に左舷着けする目的で着岸作業中、その船首部が同岸壁に着岸中のB船の船尾部に衝突した。 船長Aは、本件岸壁に着岸中のB船の後方から接近する際、気象及び海象を考慮しなかったため、風潮流により圧流され、行きあしを止められなかったと本事故後に思った。 B船は、本件岸壁に無人の状態に着岸していたところ、その船尾部にA船が衝突した。
分析	A船は、風力3の南東風が吹き、西流約0.5knの潮流がある状況下、本件岸壁に着岸作業中、着岸中のB船の後方から接近する際、船長Aが、気象及び海象の状況を考慮した操船を行わなかったことか

	<p>ら、風潮流に圧流されて行きあしを制御することができず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件岸壁に無人の状態に着岸中、その船尾部にA船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、A船が、風力3の南東風が吹き、西流約0.5knの潮流がある状況下、本件岸壁に着岸作業中、着岸中のB船の後方から接近する際、船長Aが、気象及び海象の状況を考慮した操船を行わなかったため、風潮流に圧流されて行きあしを制御することができず、B船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・着岸時には、風潮流の影響を考慮した操船を行うこと。</li></ul>